

平成25年5月第19回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成25年5月17日第19回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤浄	企画財政課長	吉田充彦
用地対策課長	佐々木人見	税務課長	佐藤邦彦
町民生活課長	鈴木邦彦	福祉課長	阿部清茂
被災者支援課長	齋藤幸夫	健康推進課長	佐々木利久
農林水産課長	東常太郎	農業委員会事務局長	菊地和彦
商工観光課長		都市建設課長	日下初夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒井庄市	上下水道課長	作間行雄
復興まちづくり課長	千葉英樹	教育長	岩城敏夫
会計管理者兼会計課長	鈴木久子	生涯学習課長	熊澤一弘

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
書記	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税
条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市
計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町企業
立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域にお
ける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改
正する条例）
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民
健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年
度亶理町一般会計補正予算（第 1 2 号））
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 4 年
度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 物品購入契約の締結について（平成 2 5 年度亶理町
立荒浜小学校被災備品購入事業）
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 物品購入契約の締結について（平成 2 5 年度コミュ
ニティバス購入事業）
- 日程第 1 2 議案第 7 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度亶理町
防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工
事（復交））
- 日程第 1 3 議案第 7 5 号 土地の取得について（亶理町災害公営集合・戸建住
宅（亶理上浜街道）整備事業）

- 日程第14 議案第76号 平成25年度亙理町一般会計補正予算（第1号）
日程第15 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第16 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第17 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第18 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第19 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第20 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第21 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第22 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第23 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
日程第24 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年5月第19回亙理町議会臨時会を開会いたします。

まず本年は、議会においてもクールビズを例年より1月早めて実施することになりました。暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、5番 佐藤正司議員、6番 安藤美重子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、承認6件、議案5件、報告10件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第19回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案5件及び承認6件、並びに報告10件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

それでは、各案件についてその概要をご説明申し上げます。

初めに、承認第1号「互理町町税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され、固定資産税等に係る税負担軽減措置等の廃止に伴い、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業の用に供する固定資産税の非課税措置の廃

止、延滞金の割合の特例、東日本大震災に係る居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例等が改められたことから改正を行ったものであります。

承認第2号「亙理町都市計画税条例の一部を改正する条例」につきましては、法律改正により条文の整備を行ったものであります。

承認第3号「亙理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、基本計画の同意の日を平成26年3月31日まで適用が受けられるように改められたことから改正を行ったものであります。

承認第4号「亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、法律改正により条文の整備を行ったものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度亙理町一般会計補正予算（第12号））」につきましては、歳入における地方交付税外各種交付金及び被災地域農業復興総合支援事業交付金等の確定や、歳出における亙理町いちご団地等造成事業費の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには東日本大震災に係る事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことなどから、繰越明許費の追加等の補正を合わせて、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億716万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を758億2,450万5,000円としたものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第3号）」につきましては、東日本大震災により大きな被害を受けた「わたり温泉鳥の海」に対し、災害復旧対策に係る寄附金を頂戴したことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億182万4,000円としたものであります。

以上ご説明申し上げた6件の承認案件につきましては、年度末に当たり議会を招集する時間的な余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第72号「物品購入契約の締結について（平成25年度亙理町立荒浜小学校被災

備品購入事業)」につきましては、去る4月26日に入札を執行した荒浜小学校の物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第73号「物品購入契約の締結について（平成25年度コミュニティバス購入事業）」につきましては、去る3月27日に見積徴収を行ったバス購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

これは、平成23年度から平成25年度まで国土交通省の地域交通確保維持改善事業費補助金を活用して無償運行している町民乗合自動車「さざんか号」の車両3台を、東日本大震災復興交付金の効果促進事業を活用し購入するものであり、リース契約をしていた車両を買い取るにより平成26年度以降のバス運行経費の負担軽減を図るものであります。

議案第74号「工事請負契約の締結について（平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）」につきましては、去る5月7日に入札を執行した荒浜中野団地宅地整備工事における工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この工事につきましては、東日本大震災により被災し住居を失われた住民の皆様への生活再建を支援するため、東日本大震災復興交付金の防災集団移転促進事業を活用し移転団地を整備するものであります。

議案第75号「土地の取得について（亘理町災害公営集合・戸建住宅（亘理上浜街道）整備事業）」につきましては、東日本大震災により被災した方々が1日も早く生活再建が図られるよう災害公営住宅用地の取得を図るもので、移転先の1つである亘理上浜街道地区に係る用地3万37.79平方メートルを6億5,226万2,030円で取得することについて地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第76号「平成25年度亘理町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億584万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ567億4,584万8,000円とするものであります。

それでは、その概要についてご説明申し上げます。

まず、歳出2款総務費につきましては、東日本大震災により被災した野地区、浜吉田東区、浜吉田西区、鳥屋崎区4区の集会所及び早川区の集会所建設に対し、亘理町集会所建設事業補助金として総額9,174万8,000円を増額補正するものであります。

また、亘理地区まちづくり協議会の備品購入に対し、「まちづくり協議会コミュニティ助成金」として250万円を増額補正するもののほか、早川区の集会所建設事業に対し「コミュニティセンター助成金」として1,160万円を増額補正するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

19款諸収入につきましては、歳出予算企画事務経費で計上いたしました「まちづくり協議会コミュニティ助成金」及び「コミュニティセンター助成金（これについては早川区）」の財源として、自治総合センター助成金1,410万円を増額補正するものであります。

次に、野地区、浜吉田東区、浜吉田西区、鳥屋崎区、早川区への集会所建設事業補助金の財源として、14款県支出金における「被災地域交流拠点施設整備事業補助金」6,349万8,000円を増額補正するほか、9款震災復興特別交付税2,475万円及び17款財政調整基金繰入金350万円を増額補正するものであります。

最後に、報告になりますが、報告第4号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」から報告第8号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」までの5件につきましては、平成24年度亘理町立長瀬小学校校舎外解体災害復旧工事、平成24年度地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事H24年（復交）、平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事H24（復交）、平成24年度吉田体育館災害復旧工事、平成24年度荒浜体育館災害復旧工事のそれぞれの工事において、工事内容の変更などにより変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成25年3月19日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第9号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」から報告第11号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」までの3件の報告につきましては、平成24年度地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事H24年（復交）及び平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事H24年（復交）、並び

に平成24年度荒浜体育館災害復旧工事のそれぞれの工事において、工事内容の変更など2回目の変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成25年4月24日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第12号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」及び報告第13号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の2件の報告につきましては、平成24年度亘理町立長瀬小学校校舎外解体災害復旧工事及び平成24年度吉田体育館災害復旧工事において、工事内容の変更など2回目の変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成25年5月9日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上の提出議案等ではありますが、慎重ご審議賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町町税条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げたいと思います。

1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月31日、亘理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

2ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、固定資産税等に係る税負担軽減措置等の廃止に伴い、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総

合整備事業の用に供する固定資産税の非課税措置の廃止、延滞金の割合の特例、東日本大震災に係る居住用財産の長期譲渡所得の課税の特例等が改正されたため、亶理町町税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の3ページをお開きください。

まず、平成25年度の地方税法の改正は、現下の経済情勢等を踏まえまして、日本経済再生に向け成長と富の創出と東日本大震災の復興支援の観点から行われたものでございます。この改正は、総務省からの準則にならい改正を行いました。

説明を申し上げます。

亶理町町税条例の一部を改正する条例。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、改正については新旧対照表を参照しながら、亶理町町税条例の一部改正の要点の1ページからご説明申し上げたいと思います。

まず、最初に条例第34条の7第2項寄附金税額控除でございますが、これは平成25年から平成49年まで復興特別所得税が2.1%課税されることとなりました。このことに伴いまして、所得税で寄附金控除の適用がある場合に復興所得税額も軽減されるために、個人住民税においても寄附金税額控除について適用いたしました。平成26年度から50年度に限り軽減される是正措置が図られたこととなったものでございます。施行日は、平成26年1月1日でございます。

続きまして、条例第54条第5項固定資産税の納税義務者等及び条例第131条第4項の特別土地保有税の納税義務者等でございますが、これは土地改良事業の中で独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業、これは換地業務でございますが、この中の固定資産税の非課税措置が廃止されたための削除でございます。業務対象がなくなったというふうなことからの削除になっております。施行日は、平成25年の4月1日でございます。

続きまして、附則第3条の2第1項延滞金の割合等の特例ですが、これは税金の確実な収納と、市中金利が低水準で推移していることから見直しを行ったものでございます。表をごらんいただければ、表のとおりこれまで本則では14.6%に對しまして、改正後は特例基準割合に7.3%を加算した割合でございますが、この特

例基準割合については国内銀行法の貸出約定平均金利に1%を加算した割合を特例基準割合と申しまして、1カ月以内については特例基準割合に1%を加算、徴収猶予については特例基準割合となります。この表の一番右側の特例の部分でございしますが、一番上が7.3%がプラスされまして9.3%、あとその1カ月目のところが1%がプラスになりまして3%、一番下の徴収猶予でございしますが、これが2%というような特例パーセントが適用されるというふうなことでございます。それで、第2項についてはこれは新たに新設されたものでございまして、法人町民税の延滞金の特例でございします。これは、基準割合7.3%を適用するというふうな規定でございします。施行日は、平成26年の1月1日からになります。

続きまして、附則第4条第1項納期限の延長に係る延滞金の特例ですが、これは東日本大震災などの災害などにより更正の請求の期限が延長されている場合、この更正の請求というふうなことは税金を多く納めた場合これを払い戻す手続のことを更正の請求と申しますが、これが延長された場合更正を行う改正作業が延長されていないということから、請求が可能であっても更正できない期間が生じることから、その請求があった日から6カ月間を更正できるようになるために、既定の期間を延長したというふうなことから、この条項から適用期間を除くというふうなことになったものでございします。施行日は、平成26年の1月1日でございします。

めくっていただきまして、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例ですが、これは租税特別措置法第40条第10項が追加されましたために、公益法人等が非課税特例の対象となる寄附財産を幼保連携型認定こども園の設置のために他の公益法人へ贈与する場合に、非課税特例を継続適用するというふうな規定でございします。引用条項の項番号ずれから、文言の整理を行ったものでございします。施行日は、平成26年の1月1日でございします。

続きまして、附則第7条の3の2第1項個人の町民税の住宅借入金等特別控除でございしますが、これは消費税引き上げに伴いまして、税負担の影響を平準化する観点から改正されたものでございします。居住年が平成25年から29年へ4年間延長、適用年度を平成35年度から39年度に4年間延長されたもので、この表にあるとおり控除限度額の消費税が引き上げられる平成26年4月から平成29年12月まで、最大8万1,900円に拡充されるというふうな改正でございします。施行日は、平

成27年1月1日となっております。

続いて、附則第7条の4寄附金税額控除における特別控除の特例でございますが、冒頭でご説明申し上げました条例第34条の7第2項の寄附金税額控除での適用法令新設に伴います文言の整理を行ったものでございます。施行日は、平成26年1月1日となっております。

続きまして、附則第17条の2第3項優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例でございますが、これは引用条項の条番号ずれによるものでございまして、租税特別措置法第37条の9の2認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地などの交換等の場合の譲渡所得の課税特例が削除されたために、所要の整理を行ったものでございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。

続きまして、附則第22条の2第1項から第3項まで、東日本大震災に係る被災居住用の財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例でございますが、第1項につきましては附則第17条から附則第18条までの読替規定につきまして、読みやすいように読替部分を表にしまして、いずれの条項が読みかえられているか整備を行ったものでございます。第2項は新設されたもので、東日本大震災により居住用家屋に住むことができなくなった相続人、今まで家屋に住んでいた方などございますが、その方が敷地を譲渡した場合には相続人は被相続人が取得した日から所有していたものとみなしまして、長期譲渡所得の課税の特例3%の適用の措置が講じられたというふうな改正でございます。第3項につきましては、第2項の新設を受けまして、第3項へ項ずれを行ったための修正でございます。施行日は、平成26年1月1日となっております。

めくってもらいまして、附則第23条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例でございますが、震災特例法の改正で適用法令が新設されたために、引用条項の項番号がずれまして、その整備を行ったものでございます。法附則第5条の4の2、並びに法附則第45条におきまして、平成26年4月以降の消費税引き上げに伴う住宅借入金等特別控除税額限度額の引き上げに係る条項が追加されたことによります。施行日は、平成27年1月1日となっております。

続きまして、改正条例の附則になります。

第1条は施行期日の規定でございまして、原則平成25年4月1日となっております。

す。第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定の施行期日は、平成26年1月1日となっております。

附則第7条の3の2及び第23条の改正規定、並びに附則第3条の第3項の規定の施行期日は、平成27年1月1日となっております。

第2条第1項は延滞金に関する経過措置でございまして、改正後の附則第3条の2の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応するものにつきまして適用し、施行期日は平成26年1月1日となっております。

第3条第1項につきましては、町民税に関する経過措置で、改正後の附則第4条の2の規定は平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、施行期日は平成26年1月1日となっております。第2項は改正後の附則第22条の2第2項の規定は、平成25年1月1日以後に行う土地の譲渡について適用し、施行期日は平成26年1月1日でございます。第3項は改正後の附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、施行日は平成27年1月1日となっております。

第4条第1項は、固定資産税に関する経過措置でございまして、改正後の規定は原則平成25年度以後の固定資産税に適用し、施行期日は平成25年4月1日でございます。第2項は経過措置で、平成25年4月1日前に耐震改修に係る契約が締結された場合、改正後の条例附則第10条の3第6項を読み替える規定でございます。施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけ。今説明ありましたけれども、独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業、これは亘理町町内で行っているのか、行っていれどこなのか、述べてください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 現在、亘理町では該当はございまして、これは旧緑資源公団から引き継いだ業務対象を独立行政法人森林総合研究所が引き継いで、その業務内容がなくなって当初の目的を達したというふうなことから、廃止されたためにこ

の条項から削除されたというふうなことでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

10ページの専決処分書を朗読させていただきます。

議長（安細隆之君） 税務課長、マイクをもうちょっと近づけて。

税務課長（佐藤邦彦君） 失礼申し上げました。議案書の10ページの専決処分書をお開きいただきたいと思っております。

それでは、専決処分書を朗読させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、都市計画税において引用する条文が改められたことにより、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

議案書の11ページをお開き願います。

この改正は、総務省からの準則にならない改正を行っております。それでは、ご説明申し上げたいと思います。

亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては新旧対照表を参照しながら、亶理町都市計画税条例の一部改正の要点です。4ページから説明を申し上げたいと思います。

それでは、要点のほうでもって説明申し上げたいと思います。

附則第4項、第5項、第6項の宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例でございますが、これは附則第2項が新たに追加されたために、「第2項」を「附則第2項」に改める用語の変更でございます。ここには住宅用地、商業地の負担調整措置の規定が定められております。施行日は、平成25年4月1日となっております。

続きまして、附則第11項は市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税標準の特例、適用法令の項ずれに伴う文言の整理を行ったものでございます。法附則第15条固定資産税等の課税標準の特例第5項、第12項、第29項が削除されたためのものでございます。施行期日は、平成25年4月1日からでございます。

以上、承認第2号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域
における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは、承認第3号でございます。議案書の12ページをお開き
いただきたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月31日、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書の13ページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布され、基本計画の同意の日を平成26年3月31日まで適用が受けられるように改正されたため、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、年度

末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

議案書の14ページをお開き願います。

亙理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

亙理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改めるものでございます。これは、企業立地促進法の適用期間が1年間延長されたことによる改正で、平成26年3月31日までに同意され、起算して5年を経過する日まで法に基づく対象施設を設置した事業者の固定資産税を3カ年免除するものでございます。施行日は、平成25年4月1日でございます。

以上で、承認第3号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この条例改正との絡みで、神宮寺の袖ヶ沢に進出する予定のエイムカイワ株式会社、弁当を製造する会社ですけれども、これにはこの固定資産税の課税免除は適用されるんですか。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 亙理町におきましては、宮城県が策定いたしました産業集積基本計画の中に3つの業種が指定されております。1つはみやぎ高度電子機械産業集積形成基本計画、2つ目にみやぎ自動車関連産業集積形成基本計画、3つ目が宮城県南部地域食品関連産業等活性化基本計画、まだ概要につきましては詳細は私も承知しておりませんが、この3つ目の食品関連産業に該当するのではないかとこのように考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書の15ページをお開き願います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

続いて、専決処分書を読み上げますので、次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、国民健康保険税において引用する法律が改められたことにより、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分するものでございます。

条例の説明をいたします。次のページでございませぬ。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亙理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

なお、説明については新旧対照表を用いてご説明いたしますので、新旧対照表16ページをお開きいただきたいと思います。

今回の亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例改正の専決処分につきましては、後期高齢者医療制度創設に伴い75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が国民健康保険に継続して加入する場合において特定世帯として5年間において平等割額が半額に軽減されておりましたが、その後の3年間についても新たに4分の1の額を軽減するとした定めを制定するためのもので、4月1日から施行されることに当たり専決処分させていただいたものでございます。

では、改正する条文について説明いたします。

初めに、第5条の2国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額第1項でございしますが、軽減の判定をするときの算定に特例として軽減の判定を5年間とさせていただきましたが、それを期限を切らないで恒久的な措置とするために、「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削除して条文を改正するものでございます。

その項と、第3項並びに17ページの第7条の3国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額第1項及び第3項においては、軽減する世帯の軽減期間について5年から8年にするため、初めの5年間については「特定世帯」と、その後の3年間を「特定継続世帯」と定める条文の改正と、それぞれの項の第1号については一般の世帯を表現するための文章の追加であり、(ウ)を追加して新たに軽減の対象とした特定継続世帯への平等割額を4分の1軽減した額として1万7,250円及び5,400円と定めるものでございます。

20ページ、第23条国民健康保険税の税額第3項エの(ア)及び(ウ)につきましては、7割、5割、2割軽減世帯に対する軽減額等について、それぞれの項の(ア)については一般の世帯を表現するための文章を追加し、(ウ)を追加して平等割額について軽減する額それぞれ4分の1の額として、1万2,075円、3,780円、8,625円、2,700円、3,450円、1,080円と定めるものでございます。

21ページの附則第16項につきましては、適用を受ける項や条が繰り下がったり繰り上がるために改正するものでございます。

続きまして、議案書18ページにお戻りいただきたいと思います。

附則第1項（施行期日）、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第16項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

2項（適用区分）、次項に定めるものを除き、改正後の互理町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

3項新条例附則第16項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議方お願いしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明されたとおり、一方の方が75歳以上になって後期高齢者医療に移って、そしてもう一方の被扶養者が国保の場合は、今までは平等割、世帯割が2分の1だったのが、ことし4月からさらに4分の1加わる、3年間ということになります。その4分の1加わる方が、対象者何人いますか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 平成24年12月現在で、特定世帯は478世帯でございます。

25年度、これから課税等をしてまいるわけですが、29世帯を予定しているものがございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） いろいろ説明していただいたけれども、この改正によって被保険者の負担がふえるのか、それとも軽減されるのか、いろいろあるだろうけれども、相対的にいって負担増になるのか負担減になるのか、その辺の判断はどのような判断なのか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ただいま特定世帯として5年間で打ち切られるということは、6年目以降は本税に移るということに、今までですとそうなりますが、今回条例改正することにより4分の1新たに3年間軽減するということでございます。

ので、5年間の半分ではございますが、負担軽減が図られるものと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 負担軽減が図られると言うけれども、実際見えないもので負担軽減ということは国保税が歳入の減につながるのか、我々納める被保険者の保険税が少なくなるのか、その辺の相関関係があると思うんだけど、その辺の相関関係が出たときの補完される部分というのはどこから出てくるのか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 個人負担軽減された分については、7割軽減等と同じような形で国からの補填分がございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度亘理町一般会計補正予算（第12号））

議長（安細隆之君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案書の19ページになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月29日、平成24年度亘理町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書の20ページ、専決処分書でございます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入における地方交付税外各種交付金、被災地域農業復興総合支援事業交付金等の確定、歳出における亘理町いちご団地等造成事業費等の確定、並びに東日本大震災に係る事業費等において繰越明許費の追加や地方債の変更など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それでは、資料につきましては平成24年度亘理町一般会計補正予算書（第12号）をごらんいただきたいと思えます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思えます。

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億716万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758億2,450万5,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（地方債の補正）、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとなります。

それでは、初めに歳出のほうからご説明申し上げますので、17ページをお開きいただきたいと思えます。

まず初めに、2款総務費1項総務管理費12目基金管理費5,039万4,000円の増額補正でございますが、右のページに説明がございますが3財政調整基金費です。これにつきましては、震災復興特別交付税等の額の確定及び各種事業費の確定などに伴い歳入額が歳出額を上回ったことから、余剰分となります12億7,069万9,000

円を財政調整基金として積み立てを行うものでございます。また、7の震災復興基金費の12億2,030万5,000円の減額につきましては、震災関連分としていただきました寄附金を震災復興基金に積み立てるものと、いちご団地造成事業を初めここに記載の事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費13目復興事業費16億2,099万円の減額でございますが、右側の18ページにございますとおり4亘理町いちご団地造成事業費、5農業用機械施設整備事業費、20ページに入りまして6亘理町いちごファーム造成事業費、10亘理町花卉・野菜団地造成事業費、11亘理町いちご選果場整備事業費について、事業費の確定によります委託料、工事請負費等の減額及び増額をするものでございます。4亘理町いちご団地造成事業費については12億4,888万8,000円の減額、5農業用機械施設整備事業費については2億7,961万円の減額、20ページに入りまして6亘理町いちごファーム造成事業費については1,119万4,000円の増額、10亘理町花卉・野菜団地造成事業費につきましては1億654万6,000円の減額、11亘理町いちご選果場整備事業費については514万円の減額を行うものでございます。

次に19ページ、7款商工費1項商工費2目商工振興費及び3目観光費でございますが、これは財源の組み替えによります補正でございます。

同じ19ページの下段になりますが、8款土木費4項都市計画費6目復興事業費で4億9,665万2,000円の減額でございますが、20ページの5災害公営住宅整備事業費、8防災集団移転促進事業費、それから次の22ページの復興まちづくり総合支援事業費について、それぞれ事業費の確定に伴います減額をするものであります。5の災害公営住宅整備事業費につきましては補償・補填及び賠償金を450万円の減額、8防災集団移転促進事業費については委託料2,021万5,000円の減額、公有財産購入費4億6,940万円の減額、22ページの復興まちづくり総合支援事業費については委託料253万7,000円を減額するものでございます。

次に21ページ、9款消防費1項消防費5目防災費でございますが、これも財源の組み替えによる補正でございます。

10款教育費2項小学校費、3項中学校費の1目学校管理費、2目教育振興費につきましても、財源組み替えによります補正でございます。

次に、下段の11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費3目社会教育施設災害復旧

費、これも財源の組み替えによります補正でございます。4項災害廃棄物処理費、これについては23ページになりますが1目災害廃棄物処理費7,730万8,000円の増額でございますが、これにつきましては24ページの説明欄でございますとおり、災害廃棄物運搬業務委託料等について運搬料が確定したことに伴います増額をするものでございます。

次に、12款公債費1項公債費2目利子922万4,000円の減額でございますが、3地方債利子及び4一時借入金利子の精査によるところの減額補正でございます。

続いて、歳入について申し上げますので9ページお戻りいただいて、お聞き願います。

歳入につきましては、2款の地方譲与税から次の11ページの上から2段目の7款自動車取得税交付金まで、それぞれの額が確定したことに伴います増額・減額補正するものでございます。それぞれの金額につきましては、県のほうから提示になった金額でございます。

9款地方交付税7億7,181万8,000円の増額補正でございますが、右側の説明欄をごらんいただきたいと思えます。特別地方交付税9,632万2,000円につきましては、3月末に交付額が確定したことに伴います増額でございます。それから、震災復興特別交付税6億7,549万6,000円の増額につきましては、東日本大震災復興交付金事業や補助災害復旧事業における町負担分、さらには単独災害復旧事業費及び町税の課税免除等に伴う減収分などについて交付されるものでございます。今回の補正につきましては、3月末に交付額が決定したことによるものでございますが、主な増加要因としましては東日本大震災復興交付金においては平成25年度以降分の事業費について交付された事業費であったために、その地方負担分についても次年度以降がまとめて交付されたことによるものでございます。

14款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金12億3,103万円の減額ですが、右の説明欄にありますとおり被災地域農業復興総合支援事業の事業費が確定したことに伴いまして、歳出に合わせ交付金を減額するものでございます。10目の災害復旧費県補助金9億7,464万5,000円ですが、これも説明欄にありますとおり災害廃棄物処理基金補助金の額の確定に伴います補正でございます。

次に、15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入1,471万円の増額ですが、これは国土交通省の阿武隈川等の堤防かさ上げ工事に伴います町有地の売払

収入で増額したものでございます。

続いて、13ページをお開き願います。

16款1項1目寄附金1,040万7,000円の増額でございますが、右の説明欄にございますとおり東日本大震災復興資金といたしまして21件、972万5,000円、小中学校管理費資金として1件、10万円、小中学校振興費資金として1件、50万円、商工費資金として1件、1万円、消防費資金として2件、2万2,000円、教育費資金として5万円と、それぞれ貴重な浄財をいただいております。心から、この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

17款繰入金26億317万1,000円の減額補正でございますが、1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金7億3,291万5,000円の減額ですが、各事業費の精査及び特別交付税、震災復興特別交付税等の額の確定により、合計しますと20億円を超える金額が余剰金となることから、今回当初見込んでおりました7億3,291万5,000円の財政調整基金の基金繰入金を計上しないこととしたものでございます。それから、10目震災復興基金繰入金14億5,265万2,000円の減額補正でございますが、右の説明欄にございますとおりそれぞれの事業費の確定に伴いまして繰入金の減額及び増額を行うものでございます。12目東日本大震災復興交付金基金繰入金4億1,760万4,000円の減額補正でございますが、説明の欄にありますとおり各種事業費の確定に伴います補正でございます。

19款4項1目雑入4,610万2,000円の増額でございますが、農林水産・学務・生涯学習雑入として、それぞれ今回震災に遭いました公有建物の災害見舞金として、全国自治協会から支払われたものでございます。農林水産関係では、亘理町農村環境改善センター分として128万9,000円、学務関係では町内各小中学校分として4,160万4,000円、生涯学習関係では亘理町立図書館・郷土資料館及び亘理町吉田体育館分として320万9,000円が支払われております。

20款町債1項4目土木債160万円の減額でございますが、災害公営住宅整備事業が減額になったことに伴いまして、起債も合わせて減額するものでございます。

最後になりますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

最初に追加でございますが、事業名と金額でご説明させていただきます。

亘理町集会所建設事業補助金3,004万9,000円、復興まちづくり総合支援事業（亘

理町まちづくり計画策定事業) 1,430万円、復興関連盛土材確保事業 1億6,410万円、それから復興・活性化プロジェクト事業(亶理町いちご京浜市場拡大PR調査事業) 390万円、これをそれぞれ平成25年度に繰り越しを行うものでございます。

続きまして変更でございますが、3月の追加補正予算で繰り越しを行いました道路新設改良事業について繰越額の変更を行うものでございます。

それから、「第3表 地方債補正」でございまして、変更でございます。起債目的につきましては災害公営住宅整備事業債でございますが、限度額1億520万円から1億360万円に変更するものでございます。なお、起債方法、利率、償還方法等については補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長(安細隆之君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番(鞠子幸則君) 18ページ、6款1項13目農業用機械施設整備事業の中の18節、2億1,898万円の減少ですけれども、これはどの施設機械が具体的にどのくらい減少したのか、台数も含めて述べてください。

議長(安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長(東 常太郎君) まず、24年度の機械の関係につきましては、乗用田植機12台、トラクター7台、コンバイン21台、乾燥機69台、もみすり機・計量選別機29台、ロールベアラー1台、そのような形で24年度の当初の関係につきましてやりましたけれども、入札の結果そのような価格で確定したということでございます。以上でございます。

議長(安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番(鞠子幸則君) 台数はそれで変わらないということですか。まずそれ1点。

第2点目、22ページ8款4項6目防災集団移転促進事業、この17節4億6,940万円、これはどこの公有財産を購入できなかったのか、具体的にどこの団地なのか述べてください。

議長(安細隆之君) 農林水産課長。

農林水産課長(東 常太郎君) 台数につきましては先ほど述べたような形でございまして、トータル的にはこの備品購入につきましては小計で4億9,000万円くらいの事

業費になっております。そういうことで、当初6億3,900万円ほど取っていただきましたので、差し引きしますとそのような形になるのかなと思っております。以上でございます。台数の変更はありません。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 20ページの土木費都市計画費復興事業費の中の8防災集団移転促進事業費それから、22ページになります。17公有財産購入費4億6,940万円の減額でございますが、これは防災集団移転事業に伴います移転事業先団地、土地の買収等でございます。それから、移転元地の買い上げ等に伴います購入費、団地につきましては6団地でございますが、これらすべて合計で4億6,940万円の残が発生したということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） その6団地、それでわかりますか。減額された額は幾らかというのがわかれば教えてください。

4ページ、互理町集会所建設事業補助金3,004万9,000円ですね。これ、どこの集会所が繰り越すようになったんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず、6団地の内訳でございますが、申しわけございません。現在ちょっと手元に資料がございませんが、買収できなかった団地はございませんでした。トータルで合計して、この金額が残として残ったということでございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 繰り越しました集会所関係でございますけれども、まず3カ所でございます。1カ所目が長瀬浜、次に鷺屋、浜吉田北の3行政区分でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 11ページの15款財産収入ですが、土地の売払収入で先ほど説明の中では1,471万円の阿武隈川のかさ上げ工事による町の土地取得だということなんです。この面積と坪単価はどのくらいになっているのか質問いたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 内容を説明します。

まず最初に、町所有であります隈潟にあります荒浜の雨水ポンプ場、これにつきましては買収面積が195.73平方メートルで、買収単価については平方メートル当たり1万1,800円。続いて、雑種地です。これも隈潟にあります雑種地ですが、面積が469.59平方メートルで、平方メートル当たり7,000円です。それからあと池沼、これも隈潟にあります池沼ですが214.81平方メートル、平方メートル当たり4,100円です。それから、同じく隈潟にあります雑種地1,098.32平方メートル、単価については同じ7,000円でございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） ちょっと鞠子議員とかぶるところがありますけれども、18ページ22事業の中で、いちご団地、農業機械、花卉団地、そして防災集団移転、これらの執行残、事業完了ということで約20億円くらいの交付金が積み増し、執行しなくてもよかったと。それで、交付金であれ復興交付金であれ、それらについて減額をしたと。何とももったいない話だなと私は思うんですね。20億円もの金を返還するような形になってくると思うんですね、事業を使いきれなかったのか、それとも初めから予算の立て方がちょっとオーバーだったのかなとか。そういうもので県に申請して、一応認められたことは認められたわけですね。だけれども、このような△の減額の状況になったと。先ほど話しされた中には、集団移転の中の移転元地の事業も含まれているという話もまちづくり課長からあったけれども、そうした場合こういうような執行残を残すのであれば、移転元地でもうちょっと有効に使えるところがまだまだあるんじゃないのかなと。

これは、一般質問でも後でしますけれども、移転元地の農地を買わなかったり、いろいろそのような状況になっているようだけれども、こういう金をもうちょっと有効に使えば移転元地の介在農地も買えることもできたし、そのような事業計画の中で町はどのように考えているのか。誰答えてもいいですけども、その辺トータルで答えてください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、1点目の関係でございますが、先ほどの農業機械については契約上の減額でございますが、そのほかの事業につきましては当初事業を計画したときにはいちご団地に入る入植者の数が122名でございました。その形で運営してきまして、最終的には104名になったということで、その辺のお金が数

から言って少ない棟数になりましたので、その辺が減額になったのかなと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2点目の質問ですが、いわゆる余剰金が多いという話がありますが、実際最終的には交付金等は精査した段階で、国のほうに今度その交付金を返さなくちゃいけません。それで、今現在かなり見かけ上はあるように感じますが、実際は今度その補助金の返還になりますとかなりの金額をまず返還する必要がありますと思います。いずれにしても、町税あるいは国税でございますので、その辺については今後慎重に検討していきたいということで考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転事業に伴います元地の買取分でございますが、基本的に不動産鑑定等を行った価格に基づいて買い取りをしておるものでございます。なお、24年度において契約等に至らなかった部分につきましては、25年度の予算でもって買い取りを行うこととしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 14ページになりますが、この予算ですが24年度の一般会計の補正予算、これが24年度最後になるのかなということをちょっと前もってお話ししながら、金額だけお伺いします。14ページ、財政調整基金の残高、現時点でですね、この補正予算で幾らになるか。

2つ目、震災復興基金の残高は幾らになるかお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在で、財政調整基金につきましては約40億円近い金額になります。ただ、これについては先ほど言いましたように、最終的には交付金等で返還する必要がありますので、あくまでも見かけ上の数字ということでご理解いただきたいと思います。

それからあと2点目については、震災復興基金これについては町のほうで今取ってまして、約20億円ということですが、これについても最終的には実績を伴いますので、精査の結果変動はかなりあるように思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号））

議長（安細隆之君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

商工観光課長兼わたり温泉島の海所長（酒井庄市君） それでは、承認第6号についてご説明申し上げます。議案書の21ページをお開き願いたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成25年3月29日、平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めます。

続きまして、専決処分書を朗読させていただきます。次ページ、22ページをお開き願いたいと思います。

専決処分書。

平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）については、歳入における一般寄附金の確定、及び歳出におけるわたり温泉島の海運営基金積立金の確

定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、説明させていただきますので、別冊の平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算書（第3号）のほうをごらんいただきたいと思います。

1 ページ目をお開き願いたいと思います。

平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億182万4,000円とするものでございます。

それでは、その内容について説明させていただきます。

まず、歳入のほうからご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。

6 款 1 項 1 目 寄附金でございます。1,000万円の増額補正でございますが、9 ページに書いてありますように一般寄附金として亙理町逢隈の村上エナコ様から1,000万円を寄附していただいております。貴重な浄財をいただき、衷心より御礼申し上げます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。次のページ、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

2 款 1 項 1 目 基金積立費1,000万円の増額でございますが、ただいま歳入で申し上げました村上様よりの寄附金1,000万円を、わたり温泉島の海運営基金寄附積立金として積み立てするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4 番小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 貴重な浄財を、1,000万円も寄附していただいた村上さんに、本当に御礼申し上げるところであります。したがって、私は村上さんがどういう思いで寄附されたのか、そのときのコメント、願いをここでお聞きしたいなど。例え

ば早くわたり温泉を町営で再開していただきたいのか、あるいは町営でなくてもいいから、とにかく第3セクター、何でもいいからとにかく早く再開していただきたいというどんな願いがあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、差し支えなければ何歳代の方で、どんな職業の方が教えていただきたい。その辺はプライバシーの問題ありますから、差し支えなければその辺の状況をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 当時私は企画財政課長をしております、私の代にちょうど村上さんのほうにお伺いしましていただけてきたものですから、私のほうから今のご質問についての回答をさせていただきますが、まず年齢につきましては昭和3年生まれということでございます。女性の方で、ご存じだと思いますけれども職員OBの方というふうなことでございます。

そのときの話なんですけれども、非常に温泉を楽しみにしているのです、そちらのほうに役立てていただきたいというふうなことで、一切とにかく町にお任せしますというふうなお話でございました。したがって、町が直営とかあるいは第3セクターとか、そういった踏み込んだ話はございませんので、ただ温泉を楽しみにしているのです、「いろいろ問題はあろうかと思うけれども、楽しみにしているから、とにかくこれを役立てていただきたい」というふうなありがたいお言葉をいただいた次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） そうしますと、今のお話の中で、要は早く温泉を再開してほしいんだという願いがあったのかなというふうに私は受けとめておりますが、そのような理解でよろしいんでしょうね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この村上エナコさんは私たちの大先輩でございます、特に昭和30年の合併前に逢隈の職員であって、合併後町民課、特に戸籍住民票の記載のほう、本当に字のうまい方で、本当に大変尽力された方でございます、現在のところお住まいはひとりで早川の方でございます。そして、私も入った当時「邦男ちゃん、邦男ちゃん」と慕われた感じで、今回の震災で特にやはり私の体も心配して、「邦男さん、体大丈夫ですか」とこの前わざわざ来てもらったんですけれ

ども、健康には留意してこの復興に取り組んでいただきたい。そして、震災前におきましては鳥の海温泉を何回となく利用させていただいたんですけれども、2年経過してもまだ再開できないということを本当に大変ですねと。いつか再開できる日を待ちながら頑張りたいということで、「少しばかりのお金です」というお話でございましたけれども、ありがたく頂戴いたしたところでございます。

また、鳥の海温泉の経営形態については、現在のところプロジェクトチームのほうでいろいろと検討させていただいておるわけでございます。そういう中で、やはりできるだけ早く再開できるようにしたいもんだと。そのためには町民の方々、特に仮設住宅に入居している方が希望されておるわけでございます。そして、これらについてもやはり当局だけでなく、議会の皆さんともお互いに調整をとりながら、再開に向けて取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 私が考えていた質問はほとんど小野議員がしましたので、1つだけ。24年度の会計なので、ここで改めてお聞きいたしますけれども、大林組にお貸ししている寄宿舍の家賃料、25年の3月に支払いがあるというふうな計画だったと思うんですけれども、それは間違いなく執行されておるんですか。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

商工観光課長兼わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 入金されております。3月末に入金されております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野進議員。

12番（高野進君） その人が財産を寄附されたということで、積立金、運営基金の残高は幾らになっておりますか、お伺いします。

議長（安細隆之君） わたり温泉鳥の海所長。

商工観光課長兼わたり温泉鳥の海所長（酒井庄市君） 約3億1,800万円ちょっとになっております。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は、11時40分といたします。休憩。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第72号 物品購入契約の締結について（平成25年度互理町立荒浜小学校被災備品購入事業）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第72号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。議案書の23ページをごらんいただきたいと思います。

物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、

1 番目、事業名、平成25年度互理町立荒浜小学校被災備品購入事業。

2 契約金額、1,564万5,000円。落札率でございますが、92.10%でございました。

3 契約の相手方、柴田郡柴田町本船迫字上町26番33号、株式会社北文社柴田営業所でございます。

次のページ、24ページの資料をごらん願います。

1 入札年月日、平成25年4月26日。

2 入札の方法、指名競争入札。

3の業者名につきましては、株式会社北文社柴田営業所、有限会社高石事務機、株式会社宮城県学校用品協会、有限会社鈴や。なお、このほかミヤックス、渡辺太陽堂、イシガキについては、指名業者として入っていましたが、入札を辞退された経過がございます。

4 入札回数、1回。

5 購入品目及び台数、6、規格につきましては、25ページの備品の一覧の表になっておりますので、左の欄から品名、規格、数量となっております。1の耐火金庫から20のロープ巻き取り器まででございます。各品名については、26ページの写真等についても載せておりますので、ご参照願います。

7 受渡期限が平成25年8月23日。

8 受渡場所が亙理町立荒浜小学校でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じ議案が3月議会にも提出されているわけなんです。なぜこう2つに分けて入札したのか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） こちらにつきましては、3月の定例議会でも一部ご説明申し上げましたけれども、荒浜小学校が再校するというので、とにかく必要な備品についてすぐ入れられる備品については24年度で入れたいということで、急がせた内容でございます。今回の備品につきましては、ごらんのとおりほとんど机等でございます。要するに、あとは調理台とかでございますので、こちらにつきましては若干取り付けの工事が伴うものでございます。そういったことから時間がかかるということで、2つに分けて入札したものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今企画財政課長が説明されたけれども、指名業者から辞退した太陽堂とイシガキですね、これは3月の段階でどうだったんですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） たしか、同じだったように記憶しております。以上です。

16番（鞠子幸則君） 同じってどういう意味。

学務課長（遠藤敏夫君） 3月も3業者が辞退されたと思います。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3月のときも、今の5月の臨時議会でも指名業者は同じなんですよ。
なぜ同じなんですか。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） こちらにつきましては、指名内申の選定ということで、当課のほうでいろいろと検討させていただきまして、まず条件を3つほど付しております。まず1つにつきましては、当委員会のほうに納入実績のある業者であること。さらには、そういう納入するときのトラブルとかが過去になかったかどうか、そういったものの調査。そしてまた、これだけの備品の数を扱うことができる業者かどうか。そういったことから、町外の5社を選定させていただきました。町内につきましては、この業者につきましては条件を付しておらず、2社ともスムーズにそのまま内申させていただいて、合計7社を指名委員会のほうに内申させていただいた内容でございます。

また、これからにつきましても荒浜中学校、さらには長瀨小学校も、26年度になるかと思いますがかなりの備品購入があるかと思っております。こちらにつきましては、まだ時間的に余裕がございますので、できれば当委員会のほうに納入実績がなくても内容がよい業者であれば、この指名内申に追加してなお一層の競争の原理が働くようにしてまいりたいと考えているところでございます。

なお参考までに、今回のこの備品の関係の登録業者については、この7社を除いて141社ございました。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 受渡期限についてお伺いいたします。8月23日ということなんですけれども、例えばここに記載されておりますシステム書架というのは、図書館のほうに設置されるものだと思いますけれども、私は1日も早く図書館を子供たちが利用できるようにすべきだと思いますので、来た時点ですぐに書架を設置していただきたいと思いますが、この点についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 多分図書室のことを言われたのかなと思いますけれども、「（「そうです。図書室です」の声あり）よろしいですね。私らのほうにつきましては、皆様からのご承認をいただければ、早速入れられるものについては急ぎ入れていただくようお願いするつもりでございます。先ほども説明しましたとおり、若干取りつけのための工事が入るものがありますので、そういったものが若干おくれる可能性があるということから、8月いっぱいのこの23日までの納期限とさせていただきます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 図書館でなくて、図書室です。何か、今本が山積みになっている状況でしたので、1日も早く書架にきちっと入れていただいて、子供たちが図書室を利用できるように早くしていただきたいと思います。以上です。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 議員さん懸念されるとおり、私どもも学校を再校しておりますので、なるべく早く図書の整備をし、そろえて子供たちに貸し出ししたいな、このように考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） そのほかに。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 品名、なぜウチダのなか。選定理由、その辺。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） こちらの品名の件につきましては、前の議会でもご説明したとおり、基本的には災害査定を受ける際に実際にあった備品、それを同じ備品で査定するというのが基本でございます。そういったことで、互理町の場合は前にも言いましたけれども、ウチダが大半学校の用品として占めております。そういったことから、総合的にウチダという備品を指定させていただいて、競争入札をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑は。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 先ほどの物品購入の入札の件ですが、私は地元の業者をまず優先的に参加できるような条件整備をしていただきたい。こういうことを、まず要望しておきたいと思います。今日までのような条件ですと、いつまでたっても地元の業者が参画できない。そうしますと、他町の業者が全部互理町の備品を皆入札するようになってしまう。そうしますと、町の商工会はどうなるんですか。その辺

は、私も本当に頭の痛いところだなと思います。ぜひとも条件整備をしていただいて、町の業者が入札に参加できるように、そして落札できるような方策を、条件整備を整えていただきたい、このように思います。

要は町の業者が購入して、買うようにしていただきたいと。そのほうが、町の活性化になるんじゃないのか。商工組合の活性化、あるいは町内会の活性化になるんじゃないか、このように思いますのでぜひとも考慮していただきたい。このように申し上げておきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議員さんおっしゃるとおり、従来の互理町内業者を積極的に指名に入っていたり、今後も町内の業者さんを積極的に指名に入る形で進ませていただきたいと思っております。以上です。従来どおり入っていますので、今後ともそういうスタンスは変わらないと思いますので、よろしく願います。

議長（安細隆之君） ほかに質疑。小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今「入っているよ」というような声をちらっと聞いたんですが、要は実績がないから撤退するようになっちゃうんですね。ですから、実績づくりをやっぱり町として考えてやらなくちゃいけないんじゃないか、私はこう思うんですよ。ハードルが高過ぎる、余りにも。その辺のハードルをぜひとも、町の有限会社なのかどうかわかりませんが、小さな町の業者が参画できるような手立てをやっぱり考えるべきじゃないのかなと私は思いますが、どうですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今後、優先的に指名のほうに入っていただきたいということで、町としても進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 4月に荒浜小学校が新しく再校されまして、備品も十分に入っておりますけれども、学校が今再校されていますので、万が一のときのための備蓄と言えいいのでしょうかね、そういうようなものも全て準備をされているのかどうか、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） こちらの災害用の備蓄につきましては、早速総務課のほうから学

校のほうにいろいろと備蓄を運んでいただきまして、早速備えております。以上でございます。

6 番（安藤美重子君） わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 商品ですけれども、メーカーの話でウチダだからウチダしか災害事業の仕様書に入れられないというような話ですけれども、品物についてはウチダだって岡村だって同等品なんていうのは幾らでもあるんですね。同等品の場合、椅子1つとっても机をとっても値段も同じ、仕様書だって同じ、ただそれを得意として扱う業者、ウチダから取り引きしている業者さんと岡村から取り引きしている業者さん、そういうことでウチダをポンと指定されれば岡村と取り引きしている業者はそこに入ってこれない。値引き率が違う。「私はウチダから取ったことないから、そんな安い値段では入れられない」、それが普通の取り引きの入札のいろいろなやり繰りなんです。そうした場合、仕様書の中にウチダであれ岡村であれ、いろいろ三様の仕様書をつくって出せば、この中から選択してください。そうすれば同等品で納めることができる、いろいろな強いメーカーが出てくる、そういう形の仕様書をつくれればいいんじゃないですか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 先ほど申し上げましたけれども、こちらは災害査定を受けての購入というような形になっております。よって、災害査定の時点でウチダ、例えば流された備品がウチダであるということであれば、ウチダを基本にしての内容となっております。確かに議員さんおっしゃるとおり、通常であればメーカーを指定しないで出すことも可能だと思います、同等の金額の備品であれば。ただ、各この業者も同じ内容で同じ金額、ぴったり同じというのはございません。ということは、ある程度は指定しないと競争の原理が働かないのかなというのもございます。ましてや、今回は災害査定の中のものということで、災害査定時にこのような状況の中で査定を受けてきておりますので、今回はご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第73号 物品購入契約の締結について（平成25年度コミュニティバス購入事業）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第73号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第73号について説明申し上げます。議案書の27ページをごらんいただきたいと思います。

物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、

1 事業名 平成25年度コミュニティバス購入事業。

2 契約金額 1,012万7,375円。落札率でございますが、95.62%ございました。

3 契約の相手方 岩沼市末広1丁目3番10号

仙台トヨペット株式会社 岩沼店でございます。

次のページ、28ページの資料をごらん願います。

1 見積徴収年月日 平成25年3月27日。

2 契約の方法 随意契約。

3 業者名につきましては、仙台トヨペット株式会社 岩沼店。

4 仮契約年月日 平成25年4月1日。

5 この購入品目及び台数については、隣の29ページの資料にございますが、トヨタのコンピュータGLで15人乗のワゴン車が2台、それからトヨタワゴンブランドキャビンで10人乗のワゴン車1台ということで、今現在リースで走っているバス、この3台を今回購入するものでございます。

6 の仕様につきましては、29ページに仕様書が続けてございますので、ごらんいただきたいと思っております。それから、ワゴン車等の写真については30ページと31ページに載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

7 受渡期限については、平成25年6月30日。

8 受渡場所については、亘理町字下小路7番地4 亘理町役場敷地内でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 町民乗合自動車「さざんか号」ですけれども、特に仮設住宅にお住まいのお年寄りを中心に、無料で病院とか買い物ができるということで非常に喜ばれております。

それでお伺いしますけれども、サニータウン線は宮前仮設住宅のあるところであり、南部循環線、これは中央工業団地のあるところでもあります。荒浜線、これは公共ゾーンのあるところでもありますけれども、昨年の4月のそれぞれの路線の1日当たりの乗降者、ことしの4月と比べてそれぞれどうなっているのか述べてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に宮前仮設住宅を通過しておりますサニータウン線についてですが、昨年の4月については1,057人、それでことしの4月ですが1,257人ということで、200人ふえております。それから、工業団地の仮設住宅を通過しています南部循環線、これが昨年平成24年4月が890人、ことしの4月が833人ということで、57人減です。それから、公共ゾーンの仮設住宅を通過しております荒浜線ですが、昨年の4月750人、ことしの4月が927人で、177人の増となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけ。

随意契約なんですね。1社の随意契約なんですけれども、1,000万円近い額ですけれども、なぜ随意契約にしたのか述べてください。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今までリースで仙台トヨペットさんのほうにリース契約していた関係上、この仙台トヨペットさんに、購入ということで随意契約を考えました。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今までリースで使用していた場合に、リース料に当然車検とか定期点検、保険が入っていると思うんですね。今回買い取りにした場合に、これから1年間使用するに当たってメンテがかかると思うんですけれども、この3台でどのくらい経費を見込むのか、お答え願います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、今回の購入費の中には新規の検査の登録料とか継続の検査料を含めましてそういう金額なんですけれども、今後3台については今ちょっと手持ち資料がないんですけれども、おおむねはメンテ、タイヤの損耗等いろいろあるものですから、大体実績でいいますと1台当たり十四、五万円くらい。それと、あと車検があれば車検代が当然かかりますので、毎年これからそういう程度の金額はかかると思います。結果、年間にしますとかなりの走行距離になりますので、維持費等については結構かかると思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 物品購入契約の締結に

ついでに、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第74号 工事請負契約の締結について（平成25年度互理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交））

議長（安細隆之君） 日程第12、議案第74号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第74号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。議案書の32ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1、工事名、平成25年度互理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）

2、請負金額、2億1,840万円。落札率でございますが、99.72%でございます。

3、契約の相手方、互理町荒浜字御狩屋159番地52 八木工務店・阿部工務店 特定建設工事共同企業体。

それでは資料になりますが、次のページ、33ページをごらんいただきたいと思います。

1 入札年月日が、平成25年5月7日。

2 入札の方法、条件付き一般競争入札。今回の条件につきましては、互理町内に本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けている者であること、また同じく土木一式工事について総合評定値が700点以上の者であるということが条件でございます。

3 業者名については、千石建設・結城組 特定建設工事共同企業体、田中建材輸送・斉藤工務店 特定建設工事共同企業体、渡辺工務店・岩佐組 特定建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・宮城林産 特定建設工事共同企業体、太田工務店・芦名組 特定建設工事共同企業体、八木工務店・阿部工務店 特定

建設工事共同企業体の6つの共同企業体でございます。

4 入札回数については1回。

5の工事場所につきましては、亶理町荒浜字中野地内外ということで、次の34ページに位置図を添付しておりますが、荒浜中学校の道路を挟んで西側、荒浜支所の南側でございまして、この太線で囲んだ部分が施工場所でございます。

6 工事内容につきましては、戻っていただきまして土工として盛土が2万4,000立方メートル、それから法面整形、調整池築造工、あと農水管布設替工、あと道路舗装工、排水施設工、擁壁設置工、公園施設整備工、雑工でございます。各数量については、資料を参照願いたいと思います。

それから、35ページ以降については計画平面図から調整池一般図になりますので、あとごらんいただきたいと思います。

工事につきましては、平成25年5月18日から平成25年12月20日まででございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありましたけれども、工期がことしの12月20日までというふうになります。その後の手続はどうなるんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 工期でございますが、今お話がございましたとおり5月下旬ごろ着工いたしまして、完成につきましては26年の1月ころ竣工を予定しております。その後でございますが、それと並行しまして竣工の3カ月くらい前から当該地の募集の手続等を経まして、竣工完成と同時に契約が締結できるように準備をしまいたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 防災集団移転促進事業で、亶理町はほかに亶理江下団地、吉田舟入北団地、吉田南河原団地、吉田大谷地団地、吉岡上塚団地というふうにありますけれども、事業はどこまで進んでいるんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 防災集団移転事業に伴います移転先団地の造成でござ

いますが、今委員のお話にございましたとおり、6団地を計画してございます。この中で、今回上程してございます荒浜中野団地が事業的には一番進んでございます。ほかの団地の現在の進捗状況でございます。造成工事の工事契約等につきて、5月2日に公告をさせてございます。亙理江下団地、それから吉田舟入北団地、それから吉田南河原団地、それから吉田大谷地団地、これらにつきて5月2日に公告をさせてございます。入札の予定日は5月31日を予定してございます。

それから、もう1つ吉田の上塚団地につきては、面積が4区画分ということで小さい団地になってございますが、これにつきては5,000万円を下回るとございます。指名委員会につきては、来週5月21日を予定してございます。こちらにつきては入札につきては今のところ5月31日を予定してございます。今、それらに向けた準備をしてございます。以上ございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議会の議決にかかるやつは6月議会で提出されると思うんですけど、それを踏まえて議会で議決された場合、最終的に契約者が契約できる時期は大体どのくらいなんですか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今お話しのとおり、6月の議会で議決をいただいた後、工事業者さんと随時契約をさせてございます。できるだけ早く着工をしてございます。完成の予定でございますが、吉田大谷地団地につきては26年の2月ころに完成し、引き渡しを予定してございます。その他亙理江下団地、それから吉田舟入北団地、吉田南河原団地につきては、平成26年の4月ころ引き渡しを予定してございます。それから、もう1つ吉田上塚団地でございますが、こちらにつきては26年の1月ころに引き渡しを予定してございます。以上ございます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はございませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） ダンプでまた土を運ぶわけですけども、2万4,000立方メートルなんですね。トラックの粉塵公害等ございますけども、具体的にトラックが2万4,000立方メートルを、延べ台数が何台で、1日何台通行するのかというのと、あ

とどこの土取場から土を搬入するか、またそのコースはどうなっているのか、答弁願います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 土取場の件なのですが、今現在割山の除根をしまして、来月6月の上旬ころから土量が大体150万立方メートル取れますので、そこから運搬しようと、このように計画してございます。それで、1日7回、5台、それで6月から始まりまして終わりが11月と、このように計画してございます。それで、来月は初めてです約3,000立方メートル、17日間と、このような計画をしてございます。それで、本格的に始まるのが7月から11月までと、このような計画をしているところでございます。

運搬経路につきましては割山ですので、県道を通りましてそのまま警察署の北側の道路、塩釜互理線、それをずっと真っ直ぐ荒浜のほうまで運搬したいと、このような経路でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 荒浜街道は国関係のダンプも走っていますし、事業が終わったのも多分あると思うんですね。従来から見ると、今回1日五、六台ですか、ふえた場合にやはりふえたというふうな状況になるわけですか。今の交通量から見れば、その分がふえるということでもいいんですか。減った分もあると思うんですけれども、その辺も加味してどういうふうな状況になるのか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 答えいたします。

いちご団地は3月末、もしくはちょっと延びましたけれども、4月末で終わっております。それが50万立方メートルでございました。大分膨大な量でございましたがそれが終わりましたので、全体的から見れば減ってございます。ただ、これから集団移転、そしてまた避難道路関係もふえますので、一時的には去年から見ると減っておりますけれども、これからまたふえる可能性はございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） この工事内容に関してなんですけれども、集会所はここに一応整備するというふうになっていると思うんですね。集会所の建設は、盛土工事が終わ

って12月20日以降になるのか、その辺の計画をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 集会所の整備につきましては、災害公営住宅、集合・それから戸建タイプございますけれども、これらとあわせて工事を開始する予定にしております。造成工事を完了次第、建設工事のほうに入る予定にしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 土地の取得について（亶理町災害公営集合・戸建住宅（亶理上浜街道）整備事業）

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第75号 土地の取得についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） それでは、議案書39ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第75号 土地の取得についての議案について説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 事業名 亶理町災害公営集合・戸建住宅（亶理上浜街道）整備事業。

- 2 所在地 亶理町字上浜街道9番1 外31筆。
- 3 面積 3万37.79平方メートル。
- 4 金額 6億5,226万2,030円。
- 5 契約の相手方 宮城県亶理郡亶理町字上町30番地
鈴木忠夫外12名。

なお、各地権者との仮の契約の締結につきましては、4月24日から4月30日までの間に行っております。

それでは、次の40ページをお開きください。資料について説明申し上げます。

この40ページの資料につきましては、今回の事業において取得する宅地見込地の土地取得明細表で、字上浜街道9番1から46番まで32筆分、1筆ごとの所在地、地目、面積の明細であります。

次に一覧表の下、買収単価につきましては、宅地見込地の田として1平方メートル当たり2万1,000円から2万3,000円と表示しておりますが、この買収単価につきましては次の41ページの位置図をごらんいただき説明申し上げますので、41ページをごらんください。

41ページの位置図でございますが、ここで太線で囲まれている区域が今回の事業用地となります。なお、今回の土地売買契約に関しましても国家資格を持ち、県内・町内全域の適正な不動産価格を熟知する不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく価格を提示しまして、地権者のご理解により契約を締結したものでございます。

まず、町道柴街道線沿いの宅地見込地については1平方メートル当たり2万3,000円で、また事業用地の真ん中のところに東西に走る細い点線で表示されている水路を挟んだ南側、奥まったほうの南側の宅地見込地が1平方メートル当たり2万1,000円の鑑定評価に基づき、契約を行ったものでございます。この事業用地の鑑定評価につきましては、価格時点が平成25年4月1日時点でありまして、鑑定に当たっては土地の取引事例比較法並びに開発法を適用した価格を総合的に評価を行い、町道沿い及びその南に位置するそれぞれの土地を鑑定した価格となっております。

また、次の42ページの公図写しのほうもごらんいただきたいと思っております。42ページの公図写しの関係でございますが、事業用地の真ん中に南北に走る町道中町東

上茨田線があります。その両側に字上浜街道15の1、16の1、37、38の4筆の土地がございます。この4筆については、宮城県の所有地となっております。今回の土地の取得については、本町が宮城県から売り払いを受ける形となりますので、県側で売り払いを行う上で宮城県側で独自に不動産鑑定評価を行っております。その鑑定評価については、4筆を1団の団地として鑑定を行い、道路を挟んだ土地条件、この町道を挟んだ土地条件及び上浜街道16の3というふうに四角く囲いがあると思いますが、16の3が東北電力の鉄塔用地でありました。その土地に接続されている条件等での価格算定との説明を県側から受けております。価格については、1平方メートル当たり2万1,400円での県側からの売払価格の提示がございました。町で行った不動産鑑定評価との整合性が取れることから、宮城県と4月26日に土地売買契約を締結しております。

今回の土地取得については、東日本大震災からの復興を推進する中で災害公営住宅の早期完成は被災者の方々の願いであります。早期に生活再建を図っていただくための事業の底地の土地取得でありますので、ご同意をいただき可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今課長が説明されましたけれども、仮設住宅はもう過ぎれば2年間入ることになるんです。やっぱり今の仮設住宅に2年も入るとするのは、非常に精神的にも肉体的にも困難性があるということで、防災集団移転及び災害公営住宅の建設促進は被災者の皆さんの願いと言ってよいと思います。

それを前提にして伺います。今後、下茨田の災害公営住宅の土地の取得とか、避難道路の土地の取得とかが行われるわけであります。その際、所有者がわからなかったり相続人がわからなかった場合に、財産管理人を家庭裁判所で選定してもらい、主に弁護士や司法書士がその所有者にかわって財産を保存し、処分するという財産管理制度があるんですけれども、これも積極的に今後活用する必要があると思いますけれども、いかがですか。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 今鞠子議員からお話しありましたとおり、財産管理制度は

もちろん積極的に使っていきたいと思いますが、一応今後のお話ですが、下茨田の土地につきましても相続が未確定だという方がございました。それにつきましては、何とか相続協議が整ったということで、6月議会に提案させていただきたいと思います。まず相続財産の管理人制度、もちろん避難道路等においても考えられると思いますが、積極的に使っていきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 災害公営住宅上浜街道は、当初の復興計画にはなかったんですね。なぜここに決まったのか、どの段階、どの会議で決まったのか、それを述べてください。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 上浜街道、下茨田の用地関係につきましては、確かに最初の計画上はなかったと思います。被災者の方々のアンケートとかを実際復興まちづくり課のほうで取りまして、その結果を踏まえ用地が必要だということで、昨年の10月くらいから地権者のほうに説明会を行いまして、下茨田も上浜街道も同じだと思いますが、そのアンケートの結果によってこの用地が必要だという観点が出たと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 復興計画をつくるときの復興会議ですね、それを管理する審議会ですか、ちょっと名前忘れちゃいましたが、そこにもかかっていないんですよね。町のどの機関で決めたんですか。

もう1点、県との関係で言われましたけれども、平方メートル2万1,000円から2万3,000円は高いと思いませんか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 1点目でございますが、町の復興本部会議におきまして決定したものと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 県の鑑定といいますが、ここの価格全体だと思いますけれども、これにつきましては先ほども概略で説明申し上げましたが、取引事例、それからこの開発、そして実際の近辺のもちろん取引事例がございまして、不動産鑑定士が確定した価格として考えております。高いか安いという表現につきま

しては、私の口として言えるものではないと思われま

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 前もって復興加速は私は異論はございません。それを前もって申し述べてから、一問一答で五、六回やっていきたいと思

まず、今回は上浜街道でございます。地目は田と、議案書に書いてあります。ただし、括弧して「宅地見込地」と書いてあります。荒浜とかそうでないところは、この「宅地見込地」ということは書いていないんですが、この意味は何なのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） まず、この議案書ですけれども、「田（宅地見込地）」という表現でございます。それで、今まで前の議案に「宅地見込地」というふうに記載されていなかったというのは、やはり説明が少し不親切だと思いますので、実際に土地として買う上で「宅地見込地」の評価というものは、前もお話ししたと思

それで、宅地見込地の意味と申しますか、それを申し上げさせていただきますと、農地地域、それから隣地地域の中で宅地地域へ転換しつつある地域内に属する土地という考えでございます。田んぼの土地、それから畑の土地、山林等、農作物の栽培や立木の生育のために利用する土地ということよりも、将来的に建物等の敷地として利用することが自然的で社会的で経済的で、行政的観点から見て合理的と判断されるその場所を「宅地見込地」という考え方で評価を行ったというふうな鑑定状況でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 「宅地見込地」、私のこれは解釈の違いですからどうでもいいんですが、これは完成されて宅地になった場合の見込の価格と私は捉えます。なぜならば、申し上げます。先ほど不動産鑑定士の取引事例云々とございますが、あの辺の取引事例、水田あるいは近くにあそこ宅地はあったんだろうかというふうに考えますと、私はちょっとわからないので調べました。あそこら辺の路線価であります。路線価、平方メートル当たり1万6,104円でございます。1万6,104円、これを公示地価に換算しますと平方メートル当たり2万3,000円であります。うな

ことです。

さて、議案の買収価格2万1,000円から2万3,000円、わかりやすくいうと加重平均2万1,700円です。これは、水田です。述べますと、公示地価は宅地で2万3,000円、水田が2万1,700円、高い低いは言えないということを申されておりますけれども、あくまでもこれは造成整地後の価格ではないかというふうに述べておきます。

ちなみに、ことしの1月1日現在国土交通省公示地価、亶理町字新町、番地は言いません、差し支えあるでしょうから。亶理町字新町、アバウトで申し上げますと亶理小学校の南に道路がございます。ずっと東に行きますと、七十七銀行がございます。しらかし通り、その真ん中あたり、そのこの価格が平方メートル当たり3万1,000円であります。坪当たり、3.3掛ければわかります、10万2,300円。ここへ置きます。さて、この議案書の買収価格は坪当たり7万1,600円です。先ほどは10万2,300円。うなずけます、宅地ならば。宅地ならばうなずけますと思いますが、高い低いは言えないということですから、次に入ります。

不動産鑑定士から、お話がいろいろとございます。鑑定評価書、今お持ちでなければ鑑定評価書、報告書です。手元に来ているはずですが。その中に、評価の条件というのが必ずやあるわけです。その中に、やはり「宅地造成見込」と書いてあるかどうか、今答えられなければ仕方ないですが、書いてあるからこういう答えを出すと思うんですね。ならば、これは造成後でないのかなと、いまだに疑問を持ちます。

先ほど鞠子議員が「2万1,000円から2万3,000円、高くないかな」、当然のことだと思います。それで答えられないと思うんですが、これは正常な価格ではありません。間違った読み方、解釈ではないかなって、不動産鑑定士はいないので、時間もあれもないでしょうからこれ以上いきませんけれども、どうも納得ができないのであります。それについて、この買収価格、2万1,000円から2万3,000円、水田、これを行政としてどのように判断されたのか、単なるスライドして「鑑定士ですよ」「ああそうですか」と言ったのかどうか。行政としての判断をどのようにされたかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 鑑定書の読み間違いということはありませんので、このと

おり不動産鑑定士は出していただいております。行政的判断といえますか、私用地対策課長としての判断といたしましては、実際に取引事例といえますか、公的買収の中でこの場所から南のほうに行った、もう完成しておりますが南町鹿島線があります。そこを同じような宅地見込地として買収を予算の範囲内で続けてきました。平成17年から、最終的に一番最後が平成23年の8月に土地売買契約を行っておりますが、その油田の同じ宅地見込地、現況地目が田んぼで宅地見込地の評価で2万800円という、それもその当時の鑑定を出してやっておりますので、その油田とこの場所を比較した場合条件といえますか、そういった条件を換算した場合この価格が間違いだという判断はないと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 「正しい」「間違い」を言うのではありませんが、上浜街道は周りも全て田んぼでございます。油田のほうは周りがほとんど宅地でございます。この辺の違いがあります。さて、行政としての判断を再度お伺いしますが、この価格で果たして被災者はいいんだらうか、そういうふうに思わなかったのかどうか。行政の判断、何でしたら町長お答えされても結構でございます。

議長（安細隆之君） 用地対策課長。

用地対策課長（佐々木人見君） 行政としての判断といえますか、そのお話ですけれども、やはり何を信じて土地の単価を提出すべきか。専門的なその職業を有する方の鑑定に基づくものですから、正しいと判断してこれを買取りしたというのが判断でございます。以上です。

12番（高野 進君） 一問一答って先に言ったんですけども。わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 先ほど発言漏れたものもありますので。私は、反対の立場から討論をいたします。

この買取価格は、平方メートル2万1,000円から2万3,000円であります。「田」ということで、括弧して「宅地見込地」、坪当たりで申し上げますと約7万1,000

円になります。この近辺の路線価は、先ほど申し上げましたけれども平方メートル当たり 1 万6,104円であり、坪当たり約 5 万3,000円であります。これは、土地の路線価であります。売買の目安となる公示地価、換算しますと平方メートル当たり約 2 万3,000円で、坪当たり 7 万6,000円。ここは水田の価格と同等であります。

しかし、再度申し上げますけれども、買い取る土地は田んぼでございます。被災者への譲渡価格はこの買取価格、平方メートル 2 万1,000円から 2 万3,000円、過重平均でいきますと 2 万1,700円。それに埋立費用等々を加算しますと、推定 1,000平方メートル（いわゆる 1 反歩ですが） 2 万7,000円になると換算できません。先ほどの中野団地の埋め立てでいきますと、約1,000平方メートル当たり500万円近くなっていますので、この計算でいきますと 2 万7,000円、坪当たりになりますと約3.3倍ですから 9 万円の価格になります。

行政としては、不動産鑑定士の鑑定結果だということだけでございますけれども、私はこの価格をそのままスライドするという行政の処分には納得がいきません。行政は、鑑定結果に基づいてどうあるべきかの判断を行うべきだと思います。結果、被災者のこの価格は負担になります。被災者の復興に向ける力をそぎ取る価格、非常価格、超高価格であります。被災者の立場に立った価格ではありません。誰しものが生活再建、復興加速を望むところですが、この高価格ではかえって躊躇、断念することが懸念されます。かつ、生活再建、復興加速にブレーキをかけることにもなりかねません。足かせになります。また、今までの支援金、義援金等の全てがこの高価格により喪失、無意味になります。

したがって、議案第75号 土地の取得について、私は反対をいたします。以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。3 番熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 私は、この議案に対して賛成の立場から討論をいたします。

災害公営住宅の早期建設は、被災者の方々の 1 日も早い願いでございます。また、亘理町内に居住していただくこと、その災害公営住宅に住んでいただくことによって、人口の流出に歯どめがかかることにもなりますし、今後の町の発展と希望の持てるまちづくりに貢献できると思いますので、よって私はこの議案に対して賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号 土地の取得についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立多数であります。よって、議案第75号 土地の取得についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第76号 平成25年度互理町一般会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第76号 平成25年度互理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第76号 平成25年度互理町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料については、一般会計補正予算（第1号）をごらん願います。

最初、1ページになります。

平成25年度互理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億584万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ567億4,584万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費の9,174万8,000円の増額でございます。説明については、隣のページにございますが互理町集会所建設事業補助金として、このたびの東日本大震災により被災を受けた鳥屋崎・浜吉田西・浜吉田東・野地の集会所及び早川区の集会所の建設事業に当たり、町より各行政区に対して補助金を支出す

るものでございます。

6目の企画費につきましては、亘理地区まちづくり協議会の備品購入に対しましてまちづくり協議会コミュニティ助成金として250万円を増額補正するものと、早川地区の集会所建設事業に対しましてコミュニティセンター助成金として1,160万円増額補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻っていただきまして8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど説明申し上げました鳥屋崎・浜吉田西・浜吉田東・野地・早川区への集会所建設事業の財源と、亘理地区まちづくり協議会のコミュニティ助成金の財源として補正するものです。

9款1項1目地方交付税2,475万円の補正につきましては、右のとおり震災復興特別交付税として増額するものでございまして、野地区に対する補助金の財源でございます。

14款2項1目総務費県補助金については、兵庫県において県と県議会等が中心となりまして東日本大震災兵庫県義援金募集委員会を設立し、集められた義援金の一部を兵庫県から義援金の使途として被災地域交流拠点施設整備事業の補助金として、宮城県経由で交付された補助金でございまして、6,349万8,000円を増額補正するものでございます。対象施設については、震災により被災した鳥屋崎・浜吉田西・浜吉田東に対する補助金の財源でございまして、今回県からの内示に伴う補正でございます。

17款1項1目財政調整基金繰入金については、今回の補正の調整財源として350万円を増額補正するものでございます。

19款4項1目雑入ですが、自治総合センターコミュニティ助成金として1,410万円の増額補正をするものでございます。亘理地区まちづくり協議会のコミュニティ助成金及びコミュニティセンター助成金の財源でございまして、今回それぞれ自治総合センターからの内示に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 11ページ、今説明ありましたけれども、2款1項1目19節補助金

9,174万8,000円ですけれども、それぞれ鳥屋崎・浜吉田東・浜吉田西・野地・早川の金額をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず、鳥屋崎区でございますけれども、2,409万8,000円。浜吉田西区、2,500万円ちょうど。浜吉田東区、1,440万円ちょうど。野地区、2,475万円。早川区が350万円でございます。なお、早川区につきましては下の企画費の中のコミュニティセンター助成金というようなことで1,160万円ありますが、そちらのほうも合わせて交付になるというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 早川の集会所って、どこにあるんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 早川神社のところでございます。以上でございます。

16番（鞠子幸則君） もっと具体的に、わからないんで。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 遠藤魚屋さんをご存じでしょうか。（「わかります」の声あり）そのそばでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 繰越明許費のところにも、集会所の建設補助ということで載っておりますけれども、亘理町内では今回の震災によりまして集会所は何カ所破損して、この補助金をいただいて建てなければいけない状況になっているのかを、まずお知らせしていただきたいということと、それからこの金額というのは全額補助金で建設が賄われるものなのかどうかということですね。それを、まず伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 全て震災というふうなことではちょっと捉えていないんですけれども、少なくとも24年度から25年度、今回の補正を含みまして修繕あるいは新築になったのが13カ所でございます。あと、その中でそれぞれの基準がございますけれども、例えば今回補正でただいまご説明申し上げました鳥屋崎から野地までにつきましては、100%でございます。申請額の100%でございます。ただ補助

対象外、例えば門扉とかそれから造成費とか、そういったものは対象外になりますので、そちらを外して申請しているかもしれませんが、ただ申請額に対しては全て対象内でございますので、100%になっているというふうなことでございます。

それから、一番最後の下にあります早川区につきましては、これは交付金ではなくてコミュニティセンター助成金のほうをいち早く申請しているというようなことでございまして、これにつきましてはそれぞれ補助対象の限度額がございまして、参考まで申し上げますとこの早川区の総事業費が約1,940万円でございます。そのうち、このコミュニティセンター助成金の対象になりますのが、この11ページに書いてございます1,160万円が対象になると。残った分につきましては、これは町の通常の集会所の補助金要綱のほうに合わせまして、限度額でございます今回350万円を出したと。歳入のほうでの財調からの繰り入れがその額というふうなことで、ご理解いただければということになります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 今回は、多分建物を建てるだけということに対する補助だと思うんですけども、ここに使われます備品であるとか、例えば厨房設備であったりとか、そういうようなものというのはここには一切含まれてはいないということなんですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今回3種類が結果的に出ていますね、町のもともとの集会所の助成の分。それから震災復興交付金関係、最終的にはこれは震災復興特別交付税の対象になるんですけども、2番目に始まったその分と。それから、最後に出ました先ほど企財課長のほうから説明ありましたけれども、兵庫県のほうから県のほうに入った分というふうな3種類がございます。その中で、兵庫県のほうから県のほうを経由で交付されますこちらのほうだけが、備品も認められると。それ以外のものについては、備品は対象外。あくまでも建物の建設に伴うものというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） いろいろなところからお手伝いいただきまして、こういうふうに集会所が建てられるということは非常にありがたいことだと思います。この完成

予定とか、それから地域住民に対しては「今回こういう予算で建てることができません」というような周知方法なんかは、どのような形で行う予定になっているのか。行政区にまるきりお任せなのか、それとも町としても少し広報とか何かでPRをするというような形になっているのか、少しお聞かせいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 逆に、まず区長さん方のほうに「こういった制度がございます」というような、時期がずれてきているものですから、わかり次第まずお知らせをします。その中で、各地区のほうで総会なり臨時総会なりを開いていただいて、地区で集会所を建てたいというふうになったときに申請してもらうものですから、もうこの申請をいただいたときにはもう区の総意で出しているというふうな理解でございます。

ただ、その情報だけは早め早めに、各行政区長さんを通して情報提供した上で申請をしていただいているというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 平成25年度亘理町一般会計補正予算（第1号）件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第16 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契

約)

日程第17 報告第6号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第18 報告第7号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第19 報告第8号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第20 報告第9号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第21 報告第10号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第22 報告第11号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第23 報告第12号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第24 報告第13号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

議長(安細隆之君) 日程第15、報告第4号 専決処分の報告についてから、日程第24、報告第13号 専決処分の報告についての以上10件は、関連がありますので一括議題といたします。

報告第4号から報告第13号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(吉田充彦君) それでは、報告第4号から報告第13号まで、一括してご報告させていただきますと思います。

報告第4号、資料については43ページ、議案書になります。

平成25年3月19日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、44ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度亘理町立長瀨小学校校舎外解体災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

説明につきましては、資料をごらんいただきたいと思ひます。

それで、報告4号から13号まで、資料としてそれぞれ図面を添付しておりますので、あとごらんいただきたいと思ひます。なお、変更部分については赤字で書いた部分でございますので、ご参照願ひます。

工事名でございますが、平成24年度亘理町立長瀨小学校校舎外解体災害復旧工事。平成24年度からの繰越工事でございます。変更請負金額でございますが、ここに記載のとおり1億1,307万300円で、492万300円の増額でございます。契約の相手方ですが、亘理町長瀨字南原193-133、株式会社渡辺工務店でございます。

工事概要につきましては、工事発注後アスベスト調査を実施したところ、機械室上部にアスベストが確認されたため、今回変更によりましてアスベスト部の除去と、それから渡り廊下の土間下部分の側溝の新設が追加になったもの、それから精査の結果運動場の東・西校舎跡地の盛土整地の土量に変更になったものと、校地内の樹木の伐採を変更により新たに実施するものでございます。

工期については、25年3月22日から25年5月31日に変更したものでございます。

続いて報告第5号、議案書の47ページになります。

平成25年3月19日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

48ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事H24（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

説明につきましては、資料をごらんいただきたいと思ひます。

工事名ですが、先ほど申し上げたとおりでございます。24年度からの繰越工事です。変更請負金額でございますが、5,600万2,800円で、35万2,800円の増額です。

契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字水神62、株式会社阿部工務店でございます。

工事の概要につきましては、建築工事における外構工事において精査の結果、建物南側の舗装部分が沈下していたことから、沈下部の撤去及び復旧したものと、機械設備工事における屋外設備工事において当初設計において水道ポリエチレン管の布設を計上しておりましたが、精査の結果布設の必要がなくなったことと、新たに水抜き栓の撤去・止水栓設置をしたものでございます。それから、1階の湯沸かし室の流し用給水管を変更により新設したものでございます。

工期については、25年3月22日から25年6月28日に変更したものでございます。

次に報告第6号、議案書の52ページになります。

これについても、平成25年3月19日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、53ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事H24（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

工事名については同じでございますが、これも24年度からの繰越工事でございます。変更請負金額ですが、6,341万550円で、146万550円の増額でございます。相手方については、株式会社阿部工務店でございます。

工事概要については、現地精査の結果の数量変更でございますが、外部復旧について外壁・軒天部のクラック樹脂注入補修の延長の増と、欠損部樹脂モルタル充填補修箇所の増でございます。それからあと内部復旧については、内部壁におけるクラック樹脂注入補修の延長減と、内部床におけるクラックの樹脂注入補修の延長増でございます。

工期については、25年3月22日から25年4月30日に変更したものでございます。

次に報告第7号、58ページになります。

25年3月19日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

59ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度吉田体育館災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

工事名は同じで、これも24年度からの繰り越しです。変更請負金額ですが1億633万350円で、238万350円の増額でございます。契約の相手方については、株式会社阿部工務店でございます。

工事概要につきましては、外壁工事における外壁材の撤去、新設・塗装面積について精査による増と、ここに記載の軽量鉄骨壁の下地新設から西面の外壁塗装までの変更により新たに施工したものと、アリーナの床工事において床上の換気口の新設を変更により新たに施工したものでございます。

工期については、25年3月22日から25年6月28日に変更したものでございます。

次に報告第8号、63ページでございます。

平成25年3月19日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

64ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度荒浜体育館災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきます。

工事名ですが、同じでございます。これも24年度からの繰り越しで、変更請負金額ですが7,865万7,600円で、9万2,400円の減額でございます。契約の相手方は、株式会社阿部工務店でございます。

工事概要については、建築工事における建物東面の屋上のパラペット部のシート防水、それから電気設備工事におけます事務室の卓上アンプの設置について、変更により新たに施工並びに設置したものと、機械設備工事におけるトイレの排水管設置・撤去について、当初設計に計上しておりましたが、現地精査の結果既設管の利用が可能であることが判明したため、施工しないこととしたものであります。

工期については、25年3月22日から25年4月30日に変更したものであります。

次に報告第9号、68ページになります。

25年4月24日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの69ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度地域交流拠点施設整備事業（吉田地区）工事H24（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

この内容については、先ほど47ページの報告第5号で説明いたしました工事の第2回目の変更でございます。第2回変更請負金額でございますが5,761万7,700円で、161万4,900円の増額でございます。

第2回変更の工事概要については、建築工事の外構工事における敷地西側の花壇ブロック撤去新設から花壇土留め撤去新設と、電気設備工事の外灯工事における駐車場西側外灯新設から既存照明用安定器の交換まで、変更により新たに生じまして施工したものでございます。

工期については、平成25年6月28日から25年5月31日に変更したものでございます。

続いて報告第10号、議案書の72ページになります。

平成25年4月24日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

73ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度地域交流拠点施設整備事業（荒浜地区）工事H24（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

52ページで先ほど報告第6号で説明しました工事の第2回目の変更でございます。第2回変更請負金額ですが、6,357万2,250円で、16万1,700円の増額でございます。

第2回変更の工事概要については、外構の車庫の鉄筋コンクリート基礎について今回変更により新たに施工するものでございます。

工期については、第1回の変更時と変更はございません。

続いて報告第11号、議案書の77ページになります。

平成25年4月24日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

78ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度荒浜体育館災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

これについては、先ほど63ページの報告第8号で説明しました工事の第2回目の変更でございます。第2回の変更請負金額ですが、7,913万100円で、47万2,500円の増額でございます。

概要については、電気設備工事の非常警報設備及び天井面の熱電対、それから配線設置について、今回の変更により新たに施工するものでございます。

工期については、1回目の変更と同じでございます。

続いて報告第12号、議案書の81ページになります。

平成25年5月9日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治

法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

82ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度亘理町立長瀨小学校校舎外解体災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

内容について、先ほど43ページの報告第4号でご説明しました工事の第2回目の変更でございます。変更請負金額ですが1億1,357万9,550円で、50万9,250円の増額でございます。

第2回変更の工事概要については、現地精査の結果外構のネットフェンス解体処分、それから解体材の運搬処分の数量変更と、新たに舗装版の撤去を施工したものでございます。

工期については、1回目と変更はございません。

最後、報告第13号になります。議案書の85ページになります。

平成25年5月9日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行いました。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

86ページが専決処分書になります。

専決処分書。

平成24年度吉田体育館災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

内容については、資料をごらんいただきたいと思います。

これについては、先ほど58ページの報告第7号で説明しました工事の第2回目の変更内容でございます。第2回変更請負金額ですが1億1,030万4,600円で、397万4,250円の増額でございます。

工事概要については、現地精査の結果今回変更により新たに外部配管改修工事として、記載のインパート枡底部のハツリから、体育館北側の舗装のオーバーレ

イ、それからアリーナの照明器具交換、あとアリーナの屋根の漏水部の補修、あと電動昇降つり下げ式のバスケットゴールの改修を計上したものでございます。

工期については、平成25年6月28日から平成25年5月31日に変更したものでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成25年5月第19回亘理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時11分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 佐藤正司

署名議員 安藤美重子